

危険物施設の審査指針 (本編)

筑紫野太宰府消防組合

筑紫野太宰府消防組合

本編目次

第1-1 申請等の処理

1	申請の方法	1-1
2	申請に係る施設の区分	1-2
3	製造所等の設置又は変更の申請区分	1-2
4	許可申請書類等の記載方法	1-3
5	手数料の徴収	1-7
6	申請の取下げ及び許可後の取下げ	1-8
7	完成検査前検査申請	1-8
8	完成検査申請	1-9
9	完成検査済証再交付申請	1-10
10	申請に対する標準処理時間	1-11
11	中間検査	1-12

第1-2 届出等の処理

1	品名、数量又は指定数量の倍数変更届	1-16
2	譲渡又は引渡届	1-16
3	廃止届	1-16
4	保安監督者選任・解任届	1-17
5	製造所等の休止又は使用の再開	1-17
6	休止中の地下貯蔵タンク等における点検期間延長	1-18
7	製造所等で災害発生	1-18
8	軽易な変更	1-18
9	火災予防上危険な作業	1-19
10	設置者の氏名、住所等の変更	1-19
11	設置又は変更許可後の工事中止若しくは工事期間の変更	1-19
12	屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長	1-19
13	地下タンク等の圧力点検実施結果の届出	1-19
14	地下貯蔵タンク等の在庫管理計画の届出	1-20
15	設置又は変更許可申請等の取り下げ	1-20
16	消防用設備等の着工届	1-20
17	特例適用申請	1-21

第2 仮使用の承認

第3 製造所等の意義及び区分

第4 製造所

- 第5 一般取扱所
- 第6 屋内貯蔵所
- 第7 屋外タンク貯蔵所
- 第8 屋内タンク貯蔵所
- 第9 地下タンク貯蔵所
- 第10 簡易タンク貯蔵所
- 第11 移動タンク貯蔵所
- 第12 屋外貯蔵所
- 第13 給油取扱所
- 第14 販売取扱所
- 第15 移送取扱所
- 第16 認定保安距離
- 第17 電氣的腐食のおそれのある場所
- 第18 換気設備等
- 第19 電気設備
- 第20 単独荷卸しに係る運用
- 第21 消火設備
- 第22 警報設備
- 第23 変更許可を要しない軽微な変更
- 第24 仮貯蔵又は仮取扱いの承認
- 第25 予防規程

凡例

法	消防法（昭和23年法律第186号）
危政令	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
危省令	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
危告示	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 （昭和49年自治省告示第99号）
施行令	消防法施行令（昭和36年政令第37号）
施行規則	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
建基法	建築基準法（昭和25年政令第201号）
建基政令	建築基準法施行令（昭和25年法律第338号）
建基省令	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
J I S	日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号） 第17条第1項の日本工業規格をいう。）
通知	総務省消防庁通知、通達等
質疑	総務省消防庁質疑回答（許認可をするか否かの判断基準となる事項 を掲載。）
筑危則	筑紫野太宰府消防組合危険物規制規則 （平成16年4月1日規則第2号）
運用事項	筑紫野太宰府消防組合として指導する事項
※ 本文中「……指導する。」は行政指導の事項である。	

（注1） 当該資料中の表及び図については、総務省消防庁の通知等、東京消防庁監修「危険物施設の審査基準」、福岡市消防局「危険物施設の審査指針」を引用する。

（注2） 申請に対する処分中、下記については、管轄地域の地理的特性及び工業特性を鑑み、掲載しない。

- ・ 石油パイプライン事業法、石油コンビナート等災害防止法及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令
- ・ 災害対策基本法施行令第33条第1項
- ・ 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項

<参考>

審査指針の法源

行政措置	国	法規	法律（消防法） 政令（危政令） 省令（危政令） 告示（危告示）	法令基準	強行権を有する範囲	審査基準
	消防組合	規則	危険物規制規則			
行政指導	国	通達	通知（庁官、次長、課長） 質疑（課長）	審査指針	強行権を有しない範囲	
	消防組合	審査基準	① 国の通達 ② 法規の解釈 ③ 当消防組合運用事項			
	全消長会	指針	① 仮貯蔵・仮取扱い ② 仮使用 ③ 予防規程			